

認可基準等の具体的な項目

資料 1 - 2

1 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準

(1) 幼保連携型認定こども園（新設の場合）

| 項目 | | 国政省令 | 区分 | 京都市対応方針案 | | | | | | | | | |
|---------------|---------------|---|--------|----------|----------|--------------|---------------|--------------|---------------|---------------|----------|---------------|--------|
| ①学級の編成の基準 | 第4条第1項 | ・満3歳以上の園児については、学級を編成するものとする。 | 従うべき基準 | 国基準どおり | | | | | | | | | |
| | 第4条第2項 | ・一学級の園児数は、35人以下を原則とする。 | 従うべき基準 | 国基準どおり | | | | | | | | | |
| | 第4条第3項 | ・学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編成することを原則とする。 | 従うべき基準 | 国基準どおり | | | | | | | | | |
| ②職員の数等 | 第5条第1項 | ・幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭を1人以上置かなければならない。 | 従うべき基準 | 国基準どおり | | | | | | | | | |
| | 第5条第2項 | ・特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。 | 従うべき基準 | 国基準どおり | | | | | | | | | |
| | 第5条第3項 | <p>・幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員の数(員数)は、下表のとおりとする。ただし、当該職員の数、常時2人を下回ってはならない。</p> <table border="1" data-bbox="622 912 1621 1129"> <thead> <tr> <th>園児の区分</th> <th>員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満1歳未満の園児</td> <td>おおむね3人について1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満の園児</td> <td>おおむね6人について1人</td> </tr> <tr> <td>満3歳以上満4歳未満の園児</td> <td>おおむね20人について1人</td> </tr> <tr> <td>満4歳以上の園児</td> <td>おおむね30人について1人</td> </tr> </tbody> </table> <p>・員数は、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、教育、保育に直接従事する者の数とする。</p> <p>・員数に含めることができる副園長、教頭は、幼稚園教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士登録簿に登録された者とする。</p> <p>・満3歳以上の園児に対する員数が学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。</p> <p>・園長が専任でない場合は、原則として、上表に定める員数を1人増加するものとする。</p> | 園児の区分 | 員数 | 満1歳未満の園児 | おおむね3人について1人 | 満1歳以上満3歳未満の園児 | おおむね6人について1人 | 満3歳以上満4歳未満の園児 | おおむね20人について1人 | 満4歳以上の園児 | おおむね30人について1人 | 従うべき基準 |
| 園児の区分 | 員数 | | | | | | | | | | | | |
| 満1歳未満の園児 | おおむね3人について1人 | | | | | | | | | | | | |
| 満1歳以上満3歳未満の園児 | おおむね6人について1人 | | | | | | | | | | | | |
| 満3歳以上満4歳未満の園児 | おおむね20人について1人 | | | | | | | | | | | | |
| 満4歳以上の園児 | おおむね30人について1人 | | | | | | | | | | | | |

| 項目 | | 国政省令 | 区分 | 京都市対応方針案 | | | | | |
|----------|---------------------|---|---------|---------------------|--------|-----|----------|-----------------|--------|
| | 第5条第4項 | ・幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、満3歳以上児に係る食事の提供について、外部搬入により調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。 | 従うべき基準 | 国基準どおり | | | | | |
| | 第5条第5項 | ・幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。 ①副園長又は教頭 ②主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭 ③事務職員 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり | | | | | |
| ③園舎及び園庭 | 第6条第1項 | ・幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。 | 従うべき基準 | 国基準どおり | | | | | |
| | 第6条第2項 | ・園舎は2階建以下を原則とする。ただし、特段の事情がある場合は、3階建以上とすることができる。 | 従うべき基準 | 国基準どおり | | | | | |
| | 第6条第3項、第4項 | ・乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所は1階に設けるものとする。ただし、耐火建築物で、保育所で求められている待避設備等(階段、待避上有効なバルコニー等、転落防止設備)を備える場合は、2階に設置することができる。 ・耐火建築物で、保育所で求められている待避設備等(階段、待避上有効なバルコニー、転落防止設備等)を備える場合は、3階以上に設置することができる(ただし、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない)。 | 従うべき基準 | 国基準どおり | | | | | |
| | 第6条第5項 | ・園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。 | 従うべき基準 | 国基準どおり | | | | | |
| | 第6条第6項 | ・園舎の面積は、幼稚園基準と保育所基準(満3歳未満児に限る)を合算した面積を満たすこと。 ①幼稚園基準 <table border="1" data-bbox="622 1161 1621 1294"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積(m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級の場合</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2学級以上の場合</td> <td>320+100×(学級数-2)</td> </tr> </tbody> </table> ②保育所基準(以下の面積の合計) 乳幼児室…1. 65m ² ×満2歳未満でほふくしない園児数 ほふく室…3. 3m ² ×満2歳未満でほふくする園児数 保育室又は遊戯室…1. 98m ² ×満2歳児の園児数 | 学級数 | 面積(m ²) | 1学級の場合 | 180 | 2学級以上の場合 | 320+100×(学級数-2) | 従うべき基準 |
| 学級数 | 面積(m ²) | | | | | | | | |
| 1学級の場合 | 180 | | | | | | | | |
| 2学級以上の場合 | 320+100×(学級数-2) | | | | | | | | |

| 項目 | 国政省令 | 区分 | 京都市対応方針案 | | | | | | |
|-------------|---|--------|----------|----------|----------------|----------|----------------|--------|--------|
| | <p>第6条第7項</p> <p>・園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。</p> <p>①満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積</p> <p>②3. 3㎡×満2歳以上満3歳未満の園児数</p> <p>【幼稚園基準】</p> <table border="1" data-bbox="622 448 1621 576"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積(㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下の場合</td> <td>330+30×(学級数—1)</td> </tr> <tr> <td>3学級以上の場合</td> <td>400+80×(学級数—3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【保育所基準】</p> <p>3. 3㎡×満3歳児以上の園児数</p> | 学級数 | 面積(㎡) | 2学級以下の場合 | 330+30×(学級数—1) | 3学級以上の場合 | 400+80×(学級数—3) | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| 学級数 | 面積(㎡) | | | | | | | | |
| 2学級以下の場合 | 330+30×(学級数—1) | | | | | | | | |
| 3学級以上の場合 | 400+80×(学級数—3) | | | | | | | | |
| ④園舎に備えるべき設備 | <p>第7条 第1項～第5項</p> <p>・園舎には、次に掲げる設備を備えなければならない。</p> <p>①職員室</p> <p>②乳児室又はほふく室 (満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る)</p> <p>③保育室 (満3歳以上の園児に係る保育室の数は、学級数を下回ってはならない)</p> <p>④遊戯室</p> <p>⑤保健室</p> <p>⑥調理室 (満3歳以上児に対する食事の提供について、施設外で調理し搬入する幼保連携型認定こども園にあつては、調理室を置かないことができる。この場合、当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。また、園内で調理し、食事を提供する園児数が20人に満たない場合は調理室を備えないことができるが、必要な調理設備を備えなければならない。)</p> <p>⑦便所</p> <p>⑧飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備 (飲料水用設備は、手洗用設備及び足洗用設備と区別して備えなければならない)</p> | 従うべき基準 | 国基準どおり | | | | | | |

| 項目 | | 国政省令 | 区分 | 京都市対応方針案 |
|------------------|-----------|--|-------------------------|----------|
| | 第7条第6項 | ・次に掲げる設備の面積は、次の面積以上とする。 ①乳児室…1. 65㎡×満2歳未満でほふくしない園児数 ②ほふく室…3. 3㎡×満2歳未満でほふくする園児数 ③保育室又は遊戯室…1. 98㎡×満2歳以上の園児数 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | 第7条第7項 | ・園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。 ①放送聴取設備 ②映写設備 ③水遊び場 ④園児清浄用設備 ⑤図書室 ⑥会議室 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| ⑤園具及び教具 | 第8条第1項、2項 | ・幼保連携型認定こども園には、学級数、園児数に応じ、必要な種類及び数の園具、遊具を備えるとともに、常に改善、補充しなければならない | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| ⑥教育及び保育を行う期間及び時間 | 第9条第1項 | ・ <u>幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。</u> ① <u>毎学年の教育週数は、特別の事情がある場合を除き、39週を下回ってはならない</u> ② <u>教育に係る標準的な一日当たりの時間は、4時間とする</u> ③保育を必要とする園児に対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とする | 下線部のみ従うべき基準、その他は参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| | 第9条第2項 | ・前項③の保育を必要とする園児に対する教育及び保育の時間については、園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| ⑦子育て支援事業の内容 | 第10条 | ・幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努め、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| ⑧掲示 | 第11条 | ・幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| ⑨学校教育法施行規則の準用 | 第12条 | ・園児が履修することが困難な各教科は、園児の心身の状況に適合するように課さなければならない。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |

| 項目 | 国政省令 | 区分 | 京都市対応方針案 |
|--------------------------------|---|--------------------------------|---------------|
| <p>⑩児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用</p> | <p>第13条 第1項</p> <p>以下の項目について、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を準用する。</p> <p>(一般原則)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園児の人権に十分配慮するとともに、1人1人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない(第5条第1項) ・地域社会との交流を図り、園児の保護者及び地域社会に対し、運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。(第5条第2項) ・必要な設備を設けなければならない。(第5条第4項) <p>(職員の一般的要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員は常に自己研鑽に励み、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。(第7条の2第1項) ・職員に対し、資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。(第7条の2第2項) <p>(入所した者を平等に取り扱う原則)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>園児の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって差別的取扱いをしてはならない。(第9条)</u> ・<u>職員は園児に対し、虐待等の行為をしてはならない。(第9条の2)</u> ・<u>園長は、懲戒に関し園児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。(第9条の3)</u> <p>(食事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、園内で調理する方法により行わなければならない。(第11条第1項)</u> ・<u>園児に食事を提供するときは、その献立は変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。(第11条第2項)</u> ・<u>食事は園児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。(第11条第3項)</u> ・<u>調理はあらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りではない。(第11条第4</u> | <p>下線部のみ従うべき基準、その他は参酌すべき基準</p> | <p>国基準どおり</p> |

| 項目 | 国政省令 | 区分 | 京都市対応方針案 | | | | |
|-----|--|----|--|-----|--|--|--|
| | <p>項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>園児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。</u>(第11条第5項) <p>(秘密保持)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</u>(第14条の2第1項) ・<u>職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らさないよう、必要な措置を講じなければならない。</u>(第14条の2第2項) <p>(苦情への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</u>(第14条の3第1項) ・<u>教育及び保育並びに子育ての支援について、都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、これに従って必要な改善を行わなければならない。</u>(第14条の3第3項) ・<u>(社会福祉法の規定に基づき都道府県社会福祉協議会に設置された)運営適正化委員会が行う調査にできる限り協力しなければならない。</u>(第14条の3第4項) <p>(設備の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>保育室等を2階に設ける場合は、以下の要件に該当するものであること。</u> <ul style="list-style-type: none"> ①<u>耐火建築物又は準耐火建築物であること</u>(第32条第8号イ) ②<u>常用、避難用それぞれについて、以下のいずれかの設備を設けること</u>(第32条第8号ロ) <table border="1" data-bbox="622 1201 1538 1457"> <tbody> <tr> <td data-bbox="622 1201 797 1286">常用</td> <td data-bbox="797 1201 1538 1286"> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内階段 ・屋外階段 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="622 1286 797 1457">避難用</td> <td data-bbox="797 1286 1538 1457"> <ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段又は特別避難階段 ・待避上有効なバルコニー ・準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段 </td> </tr> </tbody> </table> | 常用 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋内階段 ・屋外階段 | 避難用 | <ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段又は特別避難階段 ・待避上有効なバルコニー ・準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段 | | |
| 常用 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋内階段 ・屋外階段 | | | | | | |
| 避難用 | <ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段又は特別避難階段 ・待避上有効なバルコニー ・準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段 | | | | | | |

| 項目 | 国政省令 | 区分 | 京都市対応方針案 | | | | | | | | | | |
|------------|---|---|--|--|-----|---|------------|----|--|-----|---|--|--|
| | <p>③保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること(第32条第8号へ)</p> <p>・保育室等を3階以上に設ける場合は、以下の要件に該当するものであること。</p> <p>①常用、避難用それぞれについて、以下のいずれかの設備を設けること(第32条第8号ロ)</p> <table border="1" data-bbox="622 448 1621 954"> <tbody> <tr> <td data-bbox="622 448 804 699" rowspan="2">3階に設ける場合</td> <td data-bbox="804 448 943 531">常用</td> <td data-bbox="943 448 1621 531"> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外階段 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="804 531 943 699">避難用</td> <td data-bbox="943 531 1621 699"> <ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="622 699 804 954" rowspan="2">4階以上に設ける場合</td> <td data-bbox="804 699 943 782">常用</td> <td data-bbox="943 699 1621 782"> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外避難階段 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="804 782 943 954">避難用</td> <td data-bbox="943 782 1621 954"> <ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段(排煙設備を有するもの)又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路 ・屋外避難階段 </td> </tr> </tbody> </table> <p>② ①の設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ保育室等の各部分からの歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること(第32条第8号ハ)</p> <p>③調理室と調理室以外の部分が特定防火設備で区画されていること(第32条第8号ニ)</p> <p>④壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること(第32条第8号ホ)</p> <p>⑤保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること(第32条第8号へ)</p> <p>⑥非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること(第32条第8号ト)</p> <p>⑦カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること(第32条第8号チ)</p> | 3階に設ける場合 | 常用 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外階段 | 避難用 | <ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段 | 4階以上に設ける場合 | 常用 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外避難階段 | 避難用 | <ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段(排煙設備を有するもの)又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路 ・屋外避難階段 | | |
| 3階に設ける場合 | 常用 | | <ul style="list-style-type: none"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外階段 | | | | | | | | | | |
| | 避難用 | <ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段 | | | | | | | | | | | |
| 4階以上に設ける場合 | 常用 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外避難階段 | | | | | | | | | | | |
| | 避難用 | <ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段(排煙設備を有するもの)又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路 ・屋外避難階段 | | | | | | | | | | | |

| 項目 | | 国政省令 | 区分 | 京都市対応方針案 |
|--------------|-------------|---|--------------------------|----------|
| | | <p>(設備の基準の特例)</p> <p>・満3歳以上の園児に対する食事の提供について、現行の保育所における要件を満たす場合に限り、当該施設外で調理し搬入する方法により行うことができる(第32条の2)</p> <p>(保護者との連絡)</p> <p>・園長は、園児の保護者と密接な連絡をとり、教育及び保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない(36条)</p> | | |
| | 第13条 第2項 | <p>・幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、職員の一部を、併設する他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができ、また設備については、その一部について、併設する他の学校、社会福祉施設等に兼ねることができる。</p> <p>ただし、園児の保育に直接従事する職員は、兼ねることができない。また、設備のうち、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所については、兼ねることができない。</p> | 下線部のみ従うべき基準、それ以外は参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| ⑪幼稚園の設置基準の準用 | 第14条 | <p>・幼保連携型認定こども園は、運営上適切で、通園の際安全な環境に設置しなければならない。</p> <p>・幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。</p> | 従うべき基準 | 国基準どおり |

(2) 幼保連携型認定こども園（既存施設からの移行特例）

※移行特例については、すべて「従うべき基準」

| 項目・条文 | 新設の幼保連携型認定こども園に係る国基準 | 特例対象 | 既存施設からの移行特例 | 京都市対応方針案 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|---|---------------------|--|----------|--------------|---------------|--------------|---------------|---------------|----------|---------------|---------------------|--|--------|--------|--|-----------------|----------|--------------|---------------|--------------|---------------|---------------|----------|---------------|------------------------------|
| 附則第2条第1項 | <p>・幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員の数(員数)は、下表のとおりとする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。</p> <table border="1" data-bbox="405 448 978 831"> <thead> <tr> <th>園児の区分</th> <th>員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満1歳未満の園児</td> <td>おおむね3人について1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満の園児</td> <td>おおむね6人について1人</td> </tr> <tr> <td>満3歳以上満4歳未満の園児</td> <td>おおむね20人について1人</td> </tr> <tr> <td>満4歳以上の園児</td> <td>おおむね30人について1人</td> </tr> </tbody> </table> | 園児の区分 | 員数 | 満1歳未満の園児 | おおむね3人について1人 | 満1歳以上満3歳未満の園児 | おおむね6人について1人 | 満3歳以上満4歳未満の園児 | おおむね20人について1人 | 満4歳以上の園児 | おおむね30人について1人 | 「旧幼保連携」→ 「新幼保連携」 | <p>施行日から起算して5年間は、従前の例によることができる</p> <p>・短時間利用児は幼稚園、長時間利用児は保育所の基準が適用</p> <table border="1" data-bbox="1176 491 1760 997"> <thead> <tr> <th>短時間利用児</th> <th colspan="2">長時間利用児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">各学級(園児35人までに1人)</td> <td>満1歳未満の園児</td> <td>おおむね3人について1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満の園児</td> <td>おおむね6人について1人</td> </tr> <tr> <td>満3歳以上満4歳未満の園児</td> <td>おおむね20人について1人</td> </tr> <tr> <td>満4歳以上の園児</td> <td>おおむね30人について1人</td> </tr> </tbody> </table> | 短時間利用児 | 長時間利用児 | | 各学級(園児35人までに1人) | 満1歳未満の園児 | おおむね3人について1人 | 満1歳以上満3歳未満の園児 | おおむね6人について1人 | 満3歳以上満4歳未満の園児 | おおむね20人について1人 | 満4歳以上の園児 | おおむね30人について1人 | 長時間利用児については、本市の保育士配置基準に合わせる。 |
| 園児の区分 | 員数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 満1歳未満の園児 | おおむね3人について1人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 満1歳以上満3歳未満の園児 | おおむね6人について1人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 満3歳以上満4歳未満の園児 | おおむね20人について1人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 満4歳以上の園児 | おおむね30人について1人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 短時間利用児 | 長時間利用児 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 各学級(園児35人までに1人) | 満1歳未満の園児 | おおむね3人について1人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 満1歳以上満3歳未満の園児 | おおむね6人について1人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 満3歳以上満4歳未満の園児 | おおむね20人について1人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 満4歳以上の園児 | おおむね30人について1人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 附則第2条第2項 | 園舎及び園庭、園舎に備えるべき設備、園具及び教具 | 「旧幼保連携」→ 「新幼保連携」 | 当分の間、なお従前の例によることができる。 | 国基準どおり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 附則第3条 | ・副園長、教頭は、幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士登録簿に登録された者とする。 | 「旧幼保連携」→ 「新幼保連携」 | 施行日から起算して5年間は、副園長、教頭は、幼稚園の教諭の普通免許状を有し、又は、保育士登録簿に登録された者とするすることができる。 | 国基準どおり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 項目・条文 | 新設の幼保連携型認定こども園に係る国基準 | 特例対象 | 既存施設からの移行特例 | 京都市対応方針案 |
|----------|---|---|--|----------|
| 附則第4条第1項 | <p>・乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所については、1階に設置することを原則とするが、耐火建築物で、保育所で求められている待避設備等(階段、待避上有効なバルコニー、転落防止設備等)を備える場合は、2階に設置可。</p> | <p>「幼」→「幼保連携」(既存の施設を活用して幼保へ移行する場合に限る。以下同じ。)</p> | <p>・乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所については、1階に設置することを原則とするが、園舎が耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備えていれば、保育室等を2階に設置できる。</p> | 国基準どおり |
| | <p>・園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。</p> <p>①満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積</p> <p>②満2歳の子どもについて、保育所基準による面積</p> | <p>「幼」→「幼保連携」</p> | <p>・園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。</p> <p>①満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準による面積</p> <p>②満2歳の子どもについて、保育所基準による面積</p> <p>※園庭の面積が、幼稚園基準の面積基準(1学級:330 m²等)と、満2歳児の幼児について保育所面積基準(1人につき 3.3 m²)とを合算した面積以上であるときは、保育所面積基準を満たさなくても可。</p> | 国基準どおり |
| | <p>・設備面積に係る基準は、以下のとおり(保育所基準と同様)。</p> <p>①乳児室…1. 65m²×満2歳未満でほふくしない園児数</p> <p>②ほふく室…3. 3m²×満2歳未満でほふくする園児数</p> <p>③保育室又は遊戯室…1. 98m²×満2歳以上の園児数</p> | <p>「幼」→「幼保連携」</p> | <p>・設備面積に係る基準は、以下のとおり。</p> <p>①乳児室…1. 65m²×満2歳未満でほふくしない園児数</p> <p>②ほふく室…3. 3m²×満2歳未満でほふくする園児数</p> <p>※園舎面積(満3歳未満の乳幼児の保育の用に供する施設設備の面積を除く)が、幼稚園基準(1学級:180 m²等)以上である場合は、保育所設備運営基準の保育室又は遊戯室の面積(子ども1人につき 1.98 m²)を満たさなくても可。</p> | 国基準どおり |

| 項目・条文 | 新設の幼保連携型認定こども園に係る国基準 | 特例対象 | 既存施設からの移行特例 | 京都市対応方針案 | | | | | | |
|--|--|--|--|----------|-----|----------|-----------------|----------------|--|--------|
| 附則第4条第2項 | <p>・乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所については、1階に設置することを原則とするが、耐火建築物で、保育所で求められている待避設備等(階段、待避上有効なバルコニー、転落防止設備等)を備える場合は、2階に設置可。</p> | 「保」→ 「幼保連携」 | <p>・乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所については、1階に設置することを原則とするが、耐火建築物又は準耐火建築物で、保育所で求められている待避設備等(階段、待避上有効なバルコニー、転落防止設備等)を備える場合は、2階に設置可。</p> | 国基準どおり | | | | | | |
| | <p>・園舎の面積は、幼稚園基準と保育所基準(満3歳未満児に限る)を合算した面積を満たすこと。</p> <p>①幼稚園基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積(m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級の場合</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2学級以上の場合</td> <td>320+100×(学級数-2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>②保育所基準 以下の面積の合計 乳幼児室…1. 65m²×満2歳未満でほふくしない園児数 ほふく室…3. 3m²×満2歳未満でほふくする園児数 保育室又は遊戯室…1. 98m²×満2歳児の園児数</p> | 学級数 | 面積(m ²) | 1学級の場合 | 180 | 2学級以上の場合 | 320+100×(学級数-2) | 「保」→ 「幼保連携」 | <p>・満3歳以上の子どもの保育の用に供する保育室又は遊戯室の面積が、保育所基準(子ども1人につき 1.98 m²以上)を満たしている場合は、幼稚園の園舎面積基準(1学級:180 m²等)を満たさなくても可。</p> | 国基準どおり |
| | 学級数 | 面積(m ²) | | | | | | | | |
| 1学級の場合 | 180 | | | | | | | | | |
| 2学級以上の場合 | 320+100×(学級数-2) | | | | | | | | | |
| <p>・園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。</p> <p>①満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積</p> <p>②3. 3m²×満2歳以上満3歳未満の園児数</p> | 「保」→ 「幼保連携」 | <p>・満3歳以上の子どもの保育の用に供する屋外遊戯場及び運動場の面積が、保育所基準(子ども1人につき 3.3 m²以上)を満たしている場合は、幼稚園の運動場面積基準(1学級:330 m²等)を満たさなくても可。</p> | 国基準どおり | | | | | | | |

| 項目・条文 | 新設の幼保連携型認定こども園に係る国基準 | 特例対象 | 既存施設からの移行特例 | 京都市対応方針案 | | | | | | |
|--------------|--|------------------------|---|---------------|----------------|----------|----------------|--|--|--|
| | <p>【幼稚園基準】</p> <table border="1" data-bbox="409 280 976 411"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積(m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下の場合</td> <td>330+30×(学級数-1)</td> </tr> <tr> <td>3学級以上の場合</td> <td>400+80×(学級数-3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【保育所基準】</p> <p>3. 3m²×満3歳児以上の園児数</p> | 学級数 | 面積(m ²) | 2学級以下の場合 | 330+30×(学級数-1) | 3学級以上の場合 | 400+80×(学級数-3) | | | |
| 学級数 | 面積(m ²) | | | | | | | | | |
| 2学級以下の場合 | 330+30×(学級数-1) | | | | | | | | | |
| 3学級以上の場合 | 400+80×(学級数-3) | | | | | | | | | |
| 附則第4条 第3項 | <p>・園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。</p> | <p>「幼」又は「保」→「幼保連携」</p> | <p>・満2歳以上の子どもに係る園庭の必要面積を、園舎と同一敷地内又は隣接する位置にある園庭で確保できない場合、満2歳の子どものに係る必要面積(1人につき 3.3 m²)に限り、以下の要件を全て満たす場合は、代替地の面積算入を認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①園児が安全に移動できる場所であること ②園児が安全に利用できる場所であること ③園児が日常的に利用できる場所であること ④教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること | <p>国基準どおり</p> | | | | | | |

2 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

(1) 総則

| 項目 | | 国政省令 | 区分 | 京都市対応方針案 |
|----------------|--------|---|---------|----------|
| 最低基準の目的 | 第2条 | ・市町村が条例で定める設備及び運営に関する基準(以下、「最低基準」という。)は、利用乳幼児が心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| 最低基準の向上 | 第3条第1項 | ・市町村長は、その監督に属する家庭的保育事業等(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ)を行う者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| | 第3条第2項 | ・市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| 最低基準と家庭的保育事業者等 | 第4条第1項 | ・家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| | 第4条第2項 | ・最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| 家庭的保育事業者等の一般原則 | 第5条第1項 | ・家庭的保育事業所等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、1人1人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| | 第5条第2項 | ・家庭的保育事業所等は、地域社会との交流及び連携を図り、保護者及び地域社会に対し、運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| | 第5条第3項 | ・家庭的保育事業所等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| | 第5条第4項 | ・家庭的保育事業所等は、定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| | 第5条第5項 | ・家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く)は、事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| | 第5条第6項 | ・家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く)の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危険防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| 保育所等との連携 | 第6条 | ・家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業者を除く)は、乳幼児に対する保育が確実に行われ、保育の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、以下の事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定 | 従うべき基準 | 国基準どおり |

| 項目 | | 国政省令 | 区分 | 京都市対応方針案 |
|------------------------------|--------|--|---------------|----------|
| | | <p>こども園を適切に確保しなければならない。</p> <p>①集団保育を体験させるための機会の設定, 保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談, 助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと</p> <p>②必要に応じて代替保育を提供すること(居宅訪問型保育事業者を除く)</p> <p>③利用乳幼児を, 当該保育の終了に際して, 保護者の希望に基づき, 引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること</p> | | |
| 家庭的保育事業者等と非常災害 | 第7条第1項 | ・家庭的保育事業者等は, 軽便消火器等の消火用具, 非常口, その他非常災害に必要な設備を設けるとともに, 非常災害に対する具体的計画を立て, これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| | 第7条第2項 | ・少なくとも毎月1回は, 避難及び消火に対する訓練を行わなければならない。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| 家庭的保育事業者等の職員の一般要件 | 第8条 | ・乳幼児の保育に従事する職員は, 健全な心身を有し, 豊かな人間性と倫理観を備え, 児童福祉事業に熱意のある者であって, できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| 家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等 | 第9条第1項 | ・家庭的保育事業者等の職員は常に自己研鑽に励み, 必要な知識及び技能の修得, 維持及び向上に努めなければならない。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| | 第9条第2項 | ・家庭的保育事業者等は, 職員に対し, その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| 他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準 | 第10条 | ・家庭的保育事業所等は, 他の社会福祉施設等を併せて設置するときは, 必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備, 職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| | | ・ <u>ただし, 保育室, 各事業所に特有の設備, 利用乳幼児の保育に直接従事する職員については, 併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員については, この限りではない(兼職できない)。</u> | (下線部のみ)従うべき基準 | 国基準どおり |
| 利用者を平等に取り扱う原則 | 第11条 | ・家庭的保育事業者等は, 利用乳幼児の国籍, 信条, 社会的身分又は利用に要する費用負担の有無によって, 差別的取扱いをしてはならない。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |

| 項目 | | 国政省令 | 区分 | 京都市対応方針案 |
|--------------|---------|---|---------|----------|
| 虐待等の禁止 | 第12条 | ・家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、虐待行為等、心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| 懲戒に係る権限の濫用禁止 | 第13条 | ・家庭的保育事業者等は、懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| 衛生管理等 | 第14条第1項 | ・家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| | 第14条第2項 | ・家庭的保育事業者等は、感染症、食中毒が発生又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない(居宅訪問型保育事業者を除く)。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| | 第14条第3項 | ・家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えとともに、管理を適正に行わなければならない(居宅訪問型保育事業者を除く)。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| | 第14条第4項 | ・居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| | 第14条第5項 | 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| 食事 | 第15条第1項 | ・利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所の調理設備等を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する場合を含む。)により行わなければならない。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | 第15条第2項 | ・食事の献立は、できる限り変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | 第15条第3項 | ・食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | 第15条第4項 | ・調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | 第15条第5項 | ・家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| 食事の特例 | 第16条第1項 | ・食事の提供について、以下の要件を満たす場合は、前条第1項の規定にかかわらず、連携施設等において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |

| 項目 | 国政省令 | 区分 | 京都市対応方針案 |
|----------------|--|---------|----------|
| | <p>なお、この方法による場合であっても、当該事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>①利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業者の受託者との契約内容が確保されていること</p> <p>②当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること</p> <p>③調理業務の受託者を、給食の趣旨を十分認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事</p> <p>④利用乳幼児の年齢及び発達段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養量の給与等、食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること</p> <p>⑤食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること</p> | | |
| | <p>第16条第2項</p> <p>・家庭的保育事業所等に食事を搬入することができる施設は、以下のいずれかとする。</p> <p>①連携施設</p> <p>②同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等</p> <p>③学校給食法第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場(離島であり、搬入施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものに限る)</p> | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| 利用乳幼児及び職員の健康診断 | <p>第17条第1項</p> <p>・家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時及び年に2回以上の定期健康診断、臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p> | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| | <p>第17条第2項</p> <p>・前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用開始時の健康診断に相当すると認められる場合は、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</p> | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |

| 項目 | | 国政省令 | 区分 | 京都市対応方針案 |
|--------|---------|--|---------|----------|
| | 第17条第3項 | ・健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供等を解除又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| | 第17条第4項 | ・家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| 内部の規程 | 第18条 | 家庭的保育事業者等は、以下の重要事項に関する規程を定めておかななければならない。 ①事業の目的及び運営の方針 ②提供する保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 ⑤保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ⑥乳児、幼児の区分ごとの利用定員 ⑦利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待防止のための措置に関する事項 ⑪その他運営に関する重要事項 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| 帳簿 | 第19条 | ・家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| 秘密保持等 | 第20条第1項 | ・家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | 第20条第2項 | ・家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| 苦情への対応 | 第21条第1項 | ・家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |

| 項目 | | 国政省令 | 区分 | 京都市対応方針案 |
|--------------|-------------|--|---------|----------|
| | 第21条 第2項 | ・家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| 食事の提供の経過措置 | 附則第2条 | ・この省令の施行の日の前日において現に存する事業者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、自園調理、調理設備の設置及び調理員の配置に係る規定は、適用しないことができる。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| 連携施設に関する経過措置 | 附則第3条 | ・家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |

(2) 家庭的保育事業

| 項目 | | 国政省令 | 区分 | 京都市対応方針案 |
|-------|------|--|----------------------------|--|
| 設備の基準 | 第22条 | <p>・家庭的保育事業は、家庭的保育者の居宅その他の場所であって、以下の要件を満たすものとして市町村が適当と認める場所で実施するものとする。</p> <p>①乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること</p> <p>②前号に掲げる部屋の面積は、9.9㎡(保育する乳幼児が3人を超える場合は、1人につき9.9㎡に3人を超える人数1人につき3.3㎡を加えた面積)以上であること</p> <p>③保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること</p> <p>④衛生的な調理設備及び便所を設けること</p> <p>⑤同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(付近にあるこれに代わるべき場所を含む。)があること</p> <p>⑥前号に掲げる庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上であること</p> <p>⑦火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること</p> | 下線部については従うべき基準、その他は参酌すべき基準 | <p>国基準に加え、保育室等を2階以上に設置する場合については、小規模保育事業と同様の耐火構造・防災設備の設置を求める。</p> <p>ただし、条例施行後5年間は、既存事業所に耐火基準・防災設備等の設置に関する基準を適用しない特例を設ける。</p> <p>なお、特例期間については、安全対策として、消防機関に通報する火災報知設備の設置を義務付ける。</p> |

| 項目 | | 国政省令 | 区分 | 京都市対応方針案 |
|---------|-------------|---|---------|-----------------|
| 職員 | 第23条 第1項 | ・家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 ただし、調理業務の全部を委託する場合又は搬入施設から食事を搬入する場合については、調理員を置かないことができる。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | 第23条 第2項 | ・家庭的保育者は、市町村長が行う研修を修了した、以下のいずれかに該当する者とする。 ①児童福祉法に規定される保育士 ②保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であって、保育士等の欠格事項に該当せず、保育に専念できる者 | 従うべき基準 | 家庭的保育者は、保育士とする。 |
| | 第23条 第3項 | ・家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。 ただし、家庭的保育補助者(市町村長が行う研修を終了した者であって、家庭的保育者を補助する者をいう。)とともに保育する場合には、5人以下とする。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| 保育時間 | 第24条 | ・家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業者が定めるものとする。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| 保育の内容 | 第25条 | ・家庭的保育事業者は、保育所保育指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| 保護者との連絡 | 第26条 | ・家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |

(3) 小規模保育事業
ア 通則

| 項目 | | 国政省令 | 区分 | 京都市対応方針案 |
|------------|------|--|--------|----------|
| 小規模保育事業の区分 | 第27条 | ・小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |

イ 小規模保育事業A型

| 項目 | | 国政省令 | 区分 | 京都市対応方針案 | | | | |
|-------|--|---|----|--|-----|--|----------------------------|--------|
| 設備の基準 | 第28条 | <p>(0・1歳児を利用させる場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。 ・乳児室又はほふく室の面積は乳幼児1人につき3.3㎡以上であること。 ・乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 <p>(2歳以上の幼児を利用させる場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む)、調理設備及び便所を設けること。 ・保育室又は遊戯室の面積は、幼児1人につき1.98㎡以上、屋外遊戯場の面積は幼児一人につき3.3㎡以上であること。 ・保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。 <p>・保育室等を2階に設ける場合は、以下の要件に該当するものであること。</p> <p>①耐火建築物又は準耐火建築物であること(第7号イ)</p> <p>②常用、避難用それぞれについて、以下のいずれかの設備を設けること(第7号ロ)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">常用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内階段 ・屋外階段 </td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段又は特別避難階段 ・待避上有効なバルコニー ・準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段 </td> </tr> </tbody> </table> | 常用 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋内階段 ・屋外階段 | 避難用 | <ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段又は特別避難階段 ・待避上有効なバルコニー ・準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段 | 下線部については従うべき基準、その他は参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| 常用 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋内階段 ・屋外階段 | | | | | | | |
| 避難用 | <ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段又は特別避難階段 ・待避上有効なバルコニー ・準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段 | | | | | | | |

| 項目 | 国政省令 | 区分 | 京都市対応方針案 | | | | | | | | | | |
|------------|---|---|--|--|-----|---|------------|----|--|-----|---|--|--|
| | <p>③保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること(第7号へ)</p> <p>・保育室等を3階以上に設ける場合は、以下の要件に該当するものであること。</p> <p>①耐火建築物又は準耐火建築物であること(第7号イ)</p> <p>②常用、避難用それぞれについて、以下のいずれかの設備を設けること(第7号ロ)</p> <table border="1" data-bbox="600 491 1624 954"> <tr> <td data-bbox="600 491 784 699" rowspan="2">3階に設ける場合</td> <td data-bbox="784 491 922 571">常用</td> <td data-bbox="922 491 1624 571"> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外階段 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="784 571 922 699">避難用</td> <td data-bbox="922 571 1624 699"> <ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 699 784 954" rowspan="2">4階以上に設ける場合</td> <td data-bbox="784 699 922 786">常用</td> <td data-bbox="922 699 1624 786"> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外避難階段 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="784 786 922 954">避難用</td> <td data-bbox="922 786 1624 954"> <ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段(排煙設備を有するもの)又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路 ・屋外避難階段 </td> </tr> </table> <p>③ ②の設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ保育室等の各部分からの歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること(第7号ハ)</p> <p>④小規模保育事業所A型の調理設備と調理設備以外の部分が特定防火設備で区画され、かつ換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効なダンパーが設けられていること(第7号ニ) (ただし、調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている場合や、調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている場合は除く)</p> <p>⑤小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること(第7号ホ)</p> <p>⑥保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること(第7号へ)</p> | 3階に設ける場合 | 常用 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外階段 | 避難用 | <ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段 | 4階以上に設ける場合 | 常用 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外避難階段 | 避難用 | <ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段(排煙設備を有するもの)又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路 ・屋外避難階段 | | |
| 3階に設ける場合 | 常用 | | <ul style="list-style-type: none"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外階段 | | | | | | | | | | |
| | 避難用 | <ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段 | | | | | | | | | | | |
| 4階以上に設ける場合 | 常用 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外避難階段 | | | | | | | | | | | |
| | 避難用 | <ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段(排煙設備を有するもの)又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路 ・屋外避難階段 | | | | | | | | | | | |

| 項目 | | 国政省令 | 区分 | 京都市対応方針案 |
|------------|---------|--|--------|----------|
| | | ⑦非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること(第7号ト) ⑧カーテン, 敷物, 建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること(第7号チ) | | |
| 職員 | 第29条第1項 | ・小規模保育事業所A型には, 保育士, 嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし, 調理業務の全部を委託する場合や搬入施設から食事を搬入する場合は, 調理員を置かないことができる。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | 第29条第2項 | ・保育士の数は, 以下の各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 ①乳児 おおむね3人につき1人 ②満1歳以上満3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人 ③満3才以上満4歳未満の幼児 おおむね20人につき1人 ④満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | 第29条第3項 | ・保育士の数の算定に当たっては, 保健師又は看護師を1人に限り, 保育士とみなすことができる。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| 家庭的保育事業の準用 | 第30条 | ・小規模保育事業(A型)における保育時間は, 1日につき8時間を原則とし, 保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して, 小規模保育事業者(A型)が定めるものとする。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | | ・小規模保育事業者(A型)は, 保育所保育指針に準じ, 小規模保育事業の特性に留意して, 保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | | ・小規模保育事業者(A型)は, 常に乳幼児の保護者と密接な連絡をとり, 保育の内容等につき, 保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |

ウ 小規模保育事業B型

| 項目 | | 国政省令 | 区分 | 京都市対応方針案 |
|------|---------|--|----------------------------------|---------------------|
| 職員 | 第31条第1項 | ・小規模保育事業所B型には、保育士その他保育に従事する職員として市町村が行う研修を修了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 ただし、調理業務の全部を委託する場合や搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | 第31条第2項 | ・保育従事者の数は、以下の各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、その半数以上は保育士とする。 ①乳児 おおむね3人につき1人 ②満1歳以上満3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人 ③満3才以上満4歳未満の幼児 おおむね20人につき1人 ④満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 | 従うべき基準 | 保育従事者の2/3以上は保育士とする。 |
| | 第31条第3項 | ・前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| 準用 | 第32条 | ・小規模保育事業(B型)における保育時間は、1日8時間を原則とし、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、小規模保育事業者(B型)が定めるものとする。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | | ・小規模保育事業者(B型)は、保育所保育指針に準じ、小規模保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | | ・小規模保育事業者(B型)は、常に乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | | ・小規模保育事業所B型の設備に係る基準は、小規模保育事業所A型と同様。 | 調理設備に係る部分については従うべき基準、その他は参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| 経過措置 | 附則第4条 | ・小規模保育事業B型については、この省令の施行の日から起算して5年を経過するまでの間、家庭的保育者(第23条第2項に規定する家庭的保育者をいう)又は家庭的保育補助者(第23条第3項に規定する家庭的保育補助者をいう)を保育従事者とみなす。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |

エ 小規模保育事業C型

| 項目 | 国政省令 | 区分 | 京都市対応方針案 |
|-------|--|-----------------------------------|--|
| 設備の基準 | <p>第33条</p> <p>(0・1歳児を利用させる場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児室又はほふく室, <u>調理設備及び便所を設けること。</u> ・乳児室又はほふく室の面積は, 乳幼児1人につき3. 3㎡以上であること。 ・乳児室又はほふく室には, 保育に必要な用具を備えること。 <p>(2歳以上の幼児を利用させる場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育室又は遊戯室, 屋外遊技場(当該事業所の付近にある屋外遊技場に代わるべき場所を含む), <u>調理設備及び便所を設けること。</u> ・保育室又は遊戯室の面積は, 幼児一人につき3. 3㎡以上, 屋外遊技場の面積は幼児一人につき3. 3㎡以上であること。 ・保育室又は遊戯室には, 保育に必要な用具を備えること。 <p>・保育室等を2階以上に設ける場合の建物に係る基準は, 小規模保育事業A型と同様。</p> | 調理設備に係る部分については従うべき基準, その他は参酌すべき基準 | <p>国基準どおり。</p> <p>ただし, 条例施行5年間は, 既存事業所に耐火基準・防災設備等の設置に関する基準を適用しない特例を設ける。</p> <p>なお, 特例期間については, 安全対策として, 消防機関に通報する火災報知設備の設置を義務付ける。</p> |
| 職員 | <p>第34条 第1項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業所C型には, 家庭的保育者, 嘱託医及び調理員を置かなければならない。 <p>ただし, 調理業務の全部を委託する場合や搬入施設から食事を搬入する場合は, 調理員を置かないことができる。</p> | 従うべき基準 | 家庭的保育者は, 保育士とする。 |
| | <p>第34条 第2項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は, 3人以下とする。 <p>ただし, 家庭的保育補助者(市町村が行う研修を終了した者であって, 家庭的保育者を補助する者をいう。)とともに保育する場合には, 5人以下とする。</p> | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| 利用定員 | <p>第35条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業所C型の利用定員は, 6人以上10人以下とする | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| 準用 | <p>第36条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業(C型)における保育時間は, 1日につき8時間を原則とし, 保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して, 小規模保育事業者(C型)が定めるものとする。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業者(C型)は, 保育所保育指針に準じ, 小規模保育事業の特性に留意して, 保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |

| 項目 | 国政省令 | 区分 | 京都市対応方針案 |
|-------|--|--------|----------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業者(C型)は、常に乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| 附則第5条 | <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業(C型)は、5年を経過するまでの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |

(4) 居宅訪問型保育事業

| 項目 | | 国政省令 | 区分 | 京都市対応方針案 |
|-------------|------|--|---------|-----------------|
| 居宅訪問型保育事業 | 第37条 | <p>・居宅訪問型保育事業者は、以下に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>①障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育</p> <p>②特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者の利用定員の減少又は確認の辞退による、当該施設において教育・保育の提供を受けていた者に対する便宜の提供に対応するための保育</p> <p>③保育が必要な者が、やむを得ない事由により保育を受けることが著しく困難であると認めるときの措置に対応するために行う保育</p> <p>④母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市町村が認める乳幼児に対する保育</p> <p>⑤離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市町村が認めるものにおいて行う教育</p> | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| 設備及び備品 | 第38条 | <p>・事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| 職員 | 第39条 | <p>・居宅訪問型保育において、家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は1人とする。</p> | 従うべき基準 | 家庭的保育者は、保育士とする。 |
| 居宅訪問型保育連携施設 | 第40条 | <p>・居宅訪問型保育事業者は、保育を行う場合、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ連携する障害児入所施設、その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。</p> | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| 準用 | 第41条 | <p>・居宅訪問型保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、居宅訪問型保育事業者が定めるものとする。</p> | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | | <p>・居宅訪問型保育事業者は、保育所保育指針に準じ、居宅訪問型保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | | <p>・居宅訪問型保育事業者は、常に乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p> | 従うべき基準 | 国基準どおり |

(5) 事業所内保育事業

| 項目 | | 国政省令 | 区分 | 京都市対応方針案 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|------|--|----------------------------------|---|--------------|--------------|----------|----|----------|----|-----------|----|------------|----|------------|----|------------|----|------------|----|------------|-----|------------|-----|------------|-----|------------|-----|-------|-----|
| 利用定員の 設定 | 第42条 | ・事業所内保育事業者は、次の表の左欄(利用定員数)の区分に応じ、右欄に定める(従業員以外の)その他の乳児又は幼児の数を踏まえて市町村が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなければならない。 | 参酌すべき 基準 | 国基準どお り | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用定員数</th> <th>その他の乳児又は幼児の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1人以上5人以下</td><td>1名</td></tr> <tr><td>6人以上7人以下</td><td>2名</td></tr> <tr><td>8人以上10人以下</td><td>3名</td></tr> <tr><td>11人以上15人以下</td><td>4名</td></tr> <tr><td>16人以上20人以下</td><td>5名</td></tr> <tr><td>21人以上25人以下</td><td>6名</td></tr> <tr><td>26人以上30人以下</td><td>7名</td></tr> <tr><td>31人以上40人以下</td><td>10名</td></tr> <tr><td>41人以上50人以下</td><td>12名</td></tr> <tr><td>51人以上60人以下</td><td>15名</td></tr> <tr><td>61人以上70人以下</td><td>20名</td></tr> <tr><td>71人以上</td><td>20名</td></tr> </tbody> </table> | | | 利用定員数 | その他の乳児又は幼児の数 | 1人以上5人以下 | 1名 | 6人以上7人以下 | 2名 | 8人以上10人以下 | 3名 | 11人以上15人以下 | 4名 | 16人以上20人以下 | 5名 | 21人以上25人以下 | 6名 | 26人以上30人以下 | 7名 | 31人以上40人以下 | 10名 | 41人以上50人以下 | 12名 | 51人以上60人以下 | 15名 | 61人以上70人以下 | 20名 | 71人以上 | 20名 |
| | | 利用定員数 | | | その他の乳児又は幼児の数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 1人以上5人以下 | | | 1名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 6人以上7人以下 | | | 2名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 8人以上10人以下 | | | 3名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 11人以上15人以下 | | | 4名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 16人以上20人以下 | | | 5名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 21人以上25人以下 | | | 6名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 26人以上30人以下 | | | 7名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 31人以上40人以下 | | | 10名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 41人以上50人以下 | | | 12名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 51人以上60人以下 | | | 15名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 61人以上70人以下 | | | 20名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 71人以上 | 20名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【保育所型事業所内保育事業】 設備の基準 | 第43条 | <p>・保育所型事業所内保育事業所(利用定員が20名以上)の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(0・1歳児を利用させる場合)</p> <p>・乳児室又はほふく室、医務室、調理室(事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。)及び便所を設けること。</p> <p>・乳児室の面積は、乳幼児1人につき1.65㎡以上であること。</p> <p>・ほふく室の面積は、乳幼児1人につき3.3㎡以上であること。</p> <p>・乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> | 調理設備に係る部分については従うべき基準、その他は参酌すべき基準 | 2歳未満児でほふくを行う者に係る乳児室又はほふく室の面積は、1人あたり3.3㎡以上必要であることを明確化する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 項目 | 国政省令 | 区分 | 京都市対応方針案 | | | | | | | | | |
|----------|--|---|--|-----|--|----------|----|--|-----|---|--|--|
| | <p>(2歳以上の幼児を利用させる場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育室又は遊戯室, 屋外遊戯場(当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。), 調理室(事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。)及び便所を設けること。 ・保育室又は遊戯室の面積は, 幼児1人につき1.98㎡以上, 屋外遊戯場の面積は幼児1人につき3.3㎡以上であること。 ・保育室又は遊戯室には, 保育に必要な用具を備えること。 <p>・保育室等を2階に設ける場合は, 以下の要件に該当するものであること。</p> <p>①耐火建築物又は準耐火建築物であること</p> <p>②常用, 避難用それぞれについて, 以下のいずれかの設備を設けること</p> <table border="1" data-bbox="618 699 1532 954"> <tr> <td data-bbox="618 699 792 783">常用</td> <td data-bbox="792 699 1532 783"> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内階段 ・屋外階段 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="618 783 792 954">避難用</td> <td data-bbox="792 783 1532 954"> <ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段又は特別避難階段 ・待避上有効なバルコニー ・準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段 </td> </tr> </table> <p>③保育室等その他乳幼児が出入りし, 又は通行する場所に, 乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること</p> <p>・保育室等を3階以上に設ける場合は, 以下の要件に該当するものであること。</p> <p>①耐火建築物又は準耐火建築物であること</p> <p>②常用, 避難用それぞれについて, 以下のいずれかの設備を設けること</p> <table border="1" data-bbox="618 1246 1626 1455"> <tr> <td data-bbox="618 1246 792 1455" rowspan="2">3階に設ける場合</td> <td data-bbox="792 1246 949 1331">常用</td> <td data-bbox="949 1246 1626 1331"> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外階段 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="792 1331 949 1455">避難用</td> <td data-bbox="949 1331 1626 1455"> <ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段 </td> </tr> </table> | 常用 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋内階段 ・屋外階段 | 避難用 | <ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段又は特別避難階段 ・待避上有効なバルコニー ・準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段 | 3階に設ける場合 | 常用 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外階段 | 避難用 | <ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段 | | |
| 常用 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋内階段 ・屋外階段 | | | | | | | | | | | |
| 避難用 | <ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段又は特別避難階段 ・待避上有効なバルコニー ・準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段 | | | | | | | | | | | |
| 3階に設ける場合 | 常用 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外階段 | | | | | | | | | | |
| | 避難用 | <ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段 | | | | | | | | | | |

| 項目 | | 国政省令 | | 区分 | 京都市対応方針案 | |
|----|---------|---|--|--------|----------|--|
| | | 4階以上に設ける場合 | 常用 ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外避難階段 避難用 ・特別避難階段に準じた屋内避難階段(排煙設備を有するもの)又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路 ・屋外避難階段 | | | |
| | | <p>③ ②の設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ保育室等の各部分からの歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること</p> <p>④ 保育所型事業所内保育事業所の調理室と調理室以外の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画され、かつ換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効なダンバーが設けられていること (ただし、調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている場合や、調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている場合は除く)</p> <p>⑤ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること</p> <p>⑥ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること</p> <p>⑦ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること</p> <p>⑧ カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること</p> | | | | |
| 職員 | 第44条第1項 | ・保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 ただし、調理業務の全部を委託する場合又は搬入施設から食事を搬入する場合は調理員を置かないことができる。 | | 従うべき基準 | 国基準どおり | |

| 項目 | | 国政省令 | 区分 | 京都市対応方針案 |
|----------------------|---------|--|--------|----------|
| | 第44条第2項 | <p>・保育所型事業所内保育事業所における保育士の数は、以下の各号に定める数の合計数以上とする。</p> <p>ただし、2名を下回ることはできない。</p> <p>①乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>②満1歳以上満3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人</p> <p>③満3才以上満4歳未満の幼児 おおむね20人につき1人</p> <p>④満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p> | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | 第44条第3項 | <p>・保育士の数の算定に当たっては、保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| 連携施設に関する特例 | 第45条 | <p>・保育所型事業所内保育事業は、保育の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、連携協力(当該事業所内保育の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き当該児童を受け入れて教育又は保育を提供する協力をいう。)を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。</p> | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| 準用 | 第46条 | <p>・保育所型事業所内保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所型事業所内保育事業者が定めるものとする。</p> | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | | <p>・保育所型事業所内保育事業者は、保育所保育指針に準じ、事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | | <p>・保育所型事業所内保育事業者は、常に乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p> | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| 【小規模型事業所内保育事業】 職員 | 第47条第1項 | <p>・小規模型事業所内保育事業所(利用定員が19人以下)には、保育士その他保育に従事する職員として市町村が行う研修を修了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。</p> <p>ただし、調理業務の全部を委託する場合又は搬入施設から食事を搬入する場合は調理員を置かないことができる。</p> | 従うべき基準 | 国基準どおり |

| 項目 | | 国政省令 | 区分 | 京都市対応方針案 |
|------|---------|--|----------------------------------|---------------------|
| | 第47条第2項 | <ul style="list-style-type: none"> ・保育従事者の数は、以下の各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、その半数以上は保育士とする。 ①乳児 おおむね3人につき1人 ②満1歳以上満3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人 ③満3才以上満4歳未満の幼児 おおむね20人につき1人 ④満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 | 従うべき基準 | 保育従事者の2/3以上は保育士とする。 |
| | 第47条第3項 | ・前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| 準用 | 第48条 | ・保育時間は1日につき8時間を原則とし、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、小規模型事業所内保育事業者が定めるものとする。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | | ・小規模型事業所内保育事業者は、保育所保育指針に準じ、事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | | ・小規模型事業所内保育事業者は、常に乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | | ・小規模型事業所内保育事業所の設備に係る基準は、小規模保育事業所A型と同様。 | 調理設備に係る部分については従うべき基準、その他は参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| 経過措置 | 附則第4条 | ・小規模型事業所内保育事業所については、この省令の施行の日から起算して5年を経過するまでの間、家庭的保育者(第23条第2項に規定する家庭的保育者をいう)又は家庭的保育補助者(第23条第3項に規定する家庭的保育補助者をいう)を保育従事者とみなす。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |

3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の具体的な項目

(1) 特定教育・保育施設の運営に関する基準

| 項目 | 国政省令 | 区分 | 京都市対応方針案 | |
|-------------------------------|---------|--|----------|--------|
| 1 利用定員に関する基準 | 第4条第1項 | ・認定こども園及び保育所については、利用定員を20名以上とする。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | 第4条第2項 | ・定員については、1号認定、2号認定及び3号認定の子どもごとに設定する。 ・3号認定こどもの定員については、さらに満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分する。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| 2 運営に関する基準 ①内容及び手続きの説明及び同意 | 第5条第1項 | ・特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に際しては、施設・事業者提供の開始に当たって、あらかじめ保護者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担等に関する重要事項を記した文書を交付して、事前説明を行った上で、同意を得ることを求める。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | 第2項～第6項 | ・特定教育・保育施設は重要事項を記した文書の交付を保護者の承諾を得て電子情報処理組織を使用する方法により提供することができる | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| ②利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等 | 第6条第1項 | ・特定教育・保育施設は、利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | 第6条第2項 | ・認定こども園又は幼稚園は、1号認定こどもに係る利用申込みが利用定員総数を超えると見込まれる場合については、①抽選、②申込順、③建学の精神等設置者の理念に基づく選考など、公正な方法により選考を行わなければならない。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | 第6条第3項 | ・認定こども園又は公立保育所は、2号認定及び3号認定こどもに係る利用申込みが利用定員総数を超えると見込まれる場合については、保育の必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | 第6条第4項 | ・特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ保護者に明示した上で選考を行わなければならない。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | 第6条第5項 | ・特定教育・保育施設は、利用申込者に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等、必要な措置を講じなくてはならない。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| ③あっせん、調整及び要請に対する協力 | 第7条第1項 | ・特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について、市町村が行うあっせん及び要請に対しては、できる限り協力しなければならない。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | 第7条第2項 | ・認定こども園又は公立保育所は、特定教育・保育施設の利用について、児童福祉法の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |

| 項目 | | 国政省令 | 区分 | 京都市対応方針案 |
|----------------|---------|---|---------|----------|
| ④ 受給資格等の確認 | 第8条 | ・特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定証により、支給認定の有無、支給認定区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| | 第9条第1項 | ・特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、速やかに支給認定申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| ⑤ 支給認定の申請に係る援助 | 第9条第2項 | ・支給認定の変更の申請が、支給認定保護者が受けている支給認定有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| | 第10条 | ・特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| ⑥ 子供の心身の状況の把握 | 第10条 | ・特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| ⑦ 小学校等の連携 | 第11条 | ・特定教育・保育の提供の終了に際して、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| ⑧ 提供内容等の記録 | 第12条 | ・特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他の必要な事項を記録しなければならない | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| ⑨ 利用者負担額等の受領 | 第13条第1項 | ・特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から利用者負担額の支払いを受けるものとする。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | 第13条第2項 | ・特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額の支払いを受けるものとする。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | 第13条第3項 | ・特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たって、質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができる(上乘せ徴収)。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | 第13条第4項 | ・特定教育・保育施設は、日用品の購入、行事参加費用、食事の提供費用、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用及び特定教育に通う際に提供される費用等の支払いを保護者から受けることができる(実費徴収)。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | 第13条第5項 | ・特定教育・保育施設は、利用者負担に係る支払を受けた場合は、領収証を支給認定保護者に交付しなければならない。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |

| 項目 | | 国政省令 | 区分 | 京都市対応方針案 |
|-------------------------|-------------|---|-------------|----------|
| | 第13条 第6項 | ・特定教育・保育施設は、「上乗せ徴収」及び「実費徴収」の支払いを求める際は、あらかじめ用途、金額及び支払いを求める理由について、支給認定保護者に対して説明を行うとともに、「上乗せ徴収」については、文書による同意を得なければならない。 | 従うべき 基準 | 国基準どおり |
| ⑩施設型給 付費の支給 通知 | 第14条 第1項 | ・特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、保護者に対し、その額を通知しなければならない。 | 参酌すべ き基準 | 国基準どおり |
| | 第14条 第2項 | ・法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の支払いを受けた場合は、特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を保護者に対して交付しなければならない。 | 参酌すべ き基準 | 国基準どおり |
| ⑪特定教育・ 保育の取扱 い方針 | 第15条 第1項 | ・幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼保連携型以外の認定子ども園は、幼稚園教育要領・保育所保育指針、幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針に基づき、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育を提供しなくてはならない。 | 従うべき 基準 | 国基準どおり |
| | 第15条 第2項 | 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、前項のほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。 | 従うべき 基準 | 国基準どおり |
| ⑫特定教育・ 保育に関する 評価等 | 第16条 第1項 | ・特定教育・保育施設は、自らその提供する教育・保育の質の評価を行い、改善を図らなければならない。 | 参酌すべ き基準 | 国基準どおり |
| | 第16条 第2項 | ・特定教育・保育施設は、定期的に保護者、その他の特定教育・保育施設の関係者による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 | 参酌すべ き基準 | 国基準どおり |
| ⑬相談及び 援助 | 第17条 | ・子どもの心身の状況、環境等の的確な把握に努め、子ども、保護者の相談に適切に応じ、必要な助言その他の援助を行わなければならない。 | 参酌すべ き基準 | 国基準どおり |
| ⑭緊急時等 の対応 | 第18条 | ・子どもの体調の急変が生じた場合、その他必要な場合は、保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 | 参酌すべ き基準 | 国基準どおり |
| ⑮市町村へ の通知 | 第19条 | ・特定教育・保育施設は、保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 | 参酌すべ き基準 | 国基準どおり |
| ⑯運営規程 | 第20条 | 特定教育・保育施設は、施設の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)に以下に掲げる事項について定めておかななければならない。 ①施設の目的及び運営の方針 | 参酌すべ き基準 | 国基準どおり |

| 項目 | 国政省令 | 区分 | 京都市対応方針案 | |
|--------------------------------|--|---|----------|--------|
| | ②提供する特定教育・保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④特定教育・保育を提供する日及び時間並びに提供を行わない日 ⑤利用料等に関する事項(種類、理由及び金額) ⑥区分ごとの利用定員 ⑦施設・事業の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(利用申込みに係る選考方法を含む) ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待防止のための措置に関する事項 ⑪その他施設・事業の運営に関する重要事項 | | | |
| ⑰勤務体制の確保 | 第21条第1項 | ・適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定めておかなければならない。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| | 第21条第2項 | ・特定教育・保育は、当該特定教育、保育施設の職員によって提供しなければならない。ただし、特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| | 第21条第3項 | ・特定教育・保育は、職員の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| ⑱定員の遵守 | 第22条 | ・特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における需要の増大への対応などその他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| ⑲掲示 | 第23条 | ・特定教育・保育施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の重要事項を掲示しなければならない。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| ⑳平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、懲戒に係る権限の濫用禁止 | 第24条 | ・特定教育・保育施設においては、子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって差別的取扱いをしてはならない。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | 第25条 | ・特定教育・保育施設の職員は、虐待等子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | 第26条 | ・幼保連携型認定こども園及び保育所の長たる特定教育・保育施設の管理者は、懲戒に関し、子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |

| 項目 | | 国政省令 | 区分 | 京都市対応方針案 |
|------------|---------|---|---------|----------|
| ㊦ 秘密保持等 | 第27条第1項 | ・特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | 第27条第2項 | ・職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | 第27条第3項 | ・特定教育・保育施設は、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等に対し、支給認定子どもに係る情報を提供する際には、あらかじめ文書により保護者の同意を得ておかななければならない。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| ㊦ 情報の提供 | 第28条第1項 | ・保護者が適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| | 第28条第2項 | ・特定教育・保育施設について広告をする場合について、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| ㊦ 利益供与等の禁止 | 第29条第1項 | ・特定教育・保育施設は、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品等財産上の利益を供与してはならない。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| | 第29条第2項 | ・特定教育・保育施設は、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品等財産上の利益を收受してはならない。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| ㊦ 苦情解決 | 第30条第1項 | ・特定教育・保育施設は、支給認定保護者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| | 第30条第2項 | ・特定教育・保育施設は、苦情を受け付けた場合には、その内容等を記録しなければならない。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| | 第30条第3項 | ・特定教育・保育施設は、苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| | 第30条第4項 | ・特定教育・保育施設は、苦情に関して市町村が行う調査等に対し協力するとともに、市町村から指導・助言を受けた場合は、必要な改善を行わなければならない。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| | 第30条第5項 | ・特定教育・保育施設は、市町村からの求めがあった場合には、第4項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |

| 項目 | | 国政省令 | 区分 | 京都市対応方針案 |
|-------------------|---------|--|---------|----------|
| ㊸ 地域との連携 | 第31条 | ・特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域との交流に努めなければならない。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| ㊸ 事故発生の防止及び発生時の対応 | 第32条第1項 | ・特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じなければならない。 ①事故が発生した場合の対応、報告の方法等について記載された事故発生防止のための指針を整備すること ②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告・分析を通じて改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること ③事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | 第32条第2項 | ・事故が発生した場合は、速やかに保護者(家族)、市町村に対する報告を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | 第32条第3項 | ・事故が発生した場合は、事故発生時の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | 第32条第4項 | ・特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| ㊸ 会計の区分 | 第33条 | ・特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| ㊸ 記録の整備 | 第34条第1項 | ・特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| | 第34条第2項 | ・特定教育・保育施設は、次の記録を整備し、完結の日から5年間保存しなければならない。 ①特定教育・保育の提供に当たっての計画 ②提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録 ③保護者による不正な行為による施設型給付費の受給に係る市町村への通知記録 ④苦情の内容等の記録 ⑤事故の状況やその処置についての記録 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |

| 項目 | | 国政省令 | 区分 | 京都市対応方針案 |
|---|-------------|---|------------|----------|
| 3 特定施設 型給付費に 関する基準 ① 特別利用 保育の基準 | 第35条 第1項 | ・保育所が1号認定子どもに対し、特別利用保育を提供する場合は、条例で定められる児童福祉施設の設備及び運営についての基準(保育所に係るものに限る)を遵守しなければならない。 | 従うべき 基準 | 国基準どおり |
| | 第35条 第2項 | ・保育所が特別利用保育を提供する場合は、特別利用保育に係る1号認定子どもと、現に保育所を利用している2号認定子どもの総数が、2号認定の子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 | 従うべき 基準 | 国基準どおり |
| | 第35条 第3項 | ・保育所が特別利用保育を提供する場合は、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして本章の規定を適用する。 | 従うべき 基準 | 国基準どおり |
| ② 特別利用 教育の基準 | 第36条 第1項 | ・幼稚園が2号認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合は、学校教育法に規定される学校の設備、編成その他に関する設置基準(幼稚園に係るものに限る)を遵守しなければならない。 | 従うべき 基準 | 国基準どおり |
| | 第36条 第2項 | ・幼稚園が特別利用教育を提供する場合は、特別利用教育に係る2号認定子どもと、現に幼稚園を利用している1号認定の子どもの総数が、1号認定の子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 | 従うべき 基準 | 国基準どおり |
| | 第36条 第3項 | ・幼稚園が特別利用教育を提供する場合は、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして本章の規定を適用する。 | 従うべき 基準 | 国基準どおり |

(2) 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

| 項目 | 国政省令 | 区分 | 京都市対応方針案 | |
|-------------------------------|---------|--|----------|--------|
| 1 利用定員に関する基準 | 第37条第1項 | ・家庭的保育事業については、利用定員を1名以上5名以下とする。 ・小規模保育事業A型及びB型については、利用定員を6名以上19名以下とする。 ・小規模保育事業C型については、利用定員を6名以上10名以下とする。 ・居宅訪問型保育事業については、利用定員を1名とする。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | 第37条第2項 | ・3号認定子どもに係る定員については、満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分する。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| 2 運営に関する基準 ①内容及び手続きの説明及び同意 | 第38条第1項 | ・特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に際しては、あらかじめ保護者に対し、運営規程の概要、連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担等に関する重要事項を記した文書を交付し、説明を行った上で、同意を得なければならない。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | 第38条第2項 | ・特定地域型保育事業者は、重要事項文書の交付を保護者の承諾を得て電子情報処理組織を使用する方法により提供することができる。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| ② 正当な理由のない提供拒否の禁止 | 第39条第1項 | ・特定地域型保育事業者は、利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | 第39条第2項 | ・特定地域型保育事業者は、3号認定子どもに係る利用申込みが利用定員総数を超えると見込まれる場合については、保育の必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | 第39条第3項 | ・特定地域型保育事業者は、選考方法をあらかじめ保護者に明示した上で選考を行わなければならない。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | 第39条第4項 | ・特定地域型保育事業者は、利用申込者に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等、必要な措置を講じなくてはならない。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| ③ あっせん、調整及び要請に対する協力 | 第40条第1項 | ・特定地域型保育事業者は、子ども・子育て支援法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | 第40条第2項 | ・特定地域型保育事業者は、児童福祉法第24条第3項の規定により市町村が行う利用調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| ④ 心身の状況等の把握 | 第41条 | ・特定地域型保育事業者は、保育の提供に当たっては、子どもの心身の状況、環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |

| 項目 | | 国政省令 | 区分 | 京都市対応方針案 |
|-----------------|---------|--|---------|----------|
| ⑤特定教育・保育施設等との連携 | 第42条第1項 | <p>・特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く)は、下記の事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下、「連携施設」という)を適切に確保しなければならない。</p> <p>①集団保育を体験させるために機会の設定、相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと</p> <p>②必要に応じ代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育が提供できない場合に代わりに保育を行う)を提供すること</p> <p>③保護者の希望に基づき、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、引き続き連携施設において受け入れて特定教育・保育を提供すること</p> | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | 第42条第2項 | <p>・居宅訪問型保育事業を行う者は、乳幼児に対する保育を行う場合、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設、その他市町村の指定する施設を確保しなければならない</p> | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | 第42条第3項 | <p>・事業所内保育事業を行う者で利用定員が20人以上のものについては、第1項①及び②に係る連携協力を求めることを要しない。</p> | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | 第42条第4項 | <p>・特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない</p> | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| ⑥利用者負担額等の受領 | 第43条第1項 | <p>・特定地域型保育事業者、特定地域型保育を提供した際は、支給認定保護者から利用者負担額の支払いを受けるものとする。</p> | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | 第43条第2項 | <p>・特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額の支払を受けるものとする。</p> | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | 第43条第3項 | <p>・特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たって、質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができる(上乘せ徴収)。</p> | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | 第43条第4項 | <p>・特定地域型保育事業者は、日用品の購入、行事参加費用、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用等の支払いを保護者から受けることができる(実費徴収)。</p> | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | 第43条第5項 | <p>・特定地域型保育事業者は、利用者負担に係る支払を受けた場合は、領収証を支給認定保護者に交付しなければならない。</p> | 従うべき基準 | 国基準どおり |

| 項目 | | 国政省令 | 区分 | 京都市対応方針案 |
|--------------------------|-------------|---|-------------|----------|
| | 第43条 第6項 | ・特定地域型保育事業者は、「上乗せ徴収」及び「実費徴収」の支払いを求める際は、あらかじめ用途、金額及び支払いを求める理由について、支給認定保護者に対して説明を行うとともに、「上乗せ徴収」については、文書による同意を得なければならない。 | 従うべき 基準 | 国基準どおり |
| ⑦ 特定地域 型保育の取 扱方針 | 第44条 | ・特定地域型保育事業者は、保育所保育指針に基づき、子どもの心身の状況を踏まえ、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。 | 従うべき 基準 | 国基準どおり |
| ⑧ 特定地域 型保育に関 する評価等 | 第45条 第1項 | ・特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、改善を図らなければならない。 | 参酌すべ き基準 | 国基準どおり |
| | 第45条 第2項 | ・特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 | 参酌すべ き基準 | 国基準どおり |
| ⑨ 運営規程 | 第46条 | ・特定地域型保育事業者は、事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)に以下に掲げる事項について定めておかななければならない。 ①事業の目的及び運営の方針 ②提供する特定地域型保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④保育を提供する日及び時間並びに提供を行わない日 ⑤利用料等に関する事項(種類、理由及び金額) ⑥利用定員 ⑦特定地域型保育の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(利用申込みに係る選考方法を含む) ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待防止のための措置に関する事項 ⑪その他事業の運営に関する重要事項 | 参酌すべ き基準 | 国基準どおり |
| ⑩ 勤務体制 の確保 | 第47条 第1項 | ・特定地域型保育事業者は、事業所ごとに職員の勤務体制を定めておかななければならない。 | 参酌すべ き基準 | 国基準どおり |
| | 第47条 第2項 | ・特定地域型保育は、当該特定地域型保育事業者の職員によって提供しなければならない。ただし、特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。 | 参酌すべ き基準 | 国基準どおり |

| 項目 | | 国政省令 | 区分 | 京都市対応方針案 |
|--------------------------------------|-------------|--|-------------------------|----------|
| | 第47条 第3項 | ・特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| ⑪ 定員の遵守 | 第48条 | ・特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて、保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における需要の増大の対応などその他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| ⑫ 記録の整備 | 第49条 第1項 | ・特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| | 第49条 第2項 | ・特定地域型保育事業者は、次の記録を整備し、完結の日から5年間保存しなければならない。 ①特定地域型保育の提供に当たっての計画 ②提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録 ③保護者による不正な行為による地域型保育給付費の受給に係る市町村への通知記録 ④苦情の内容等の記録 ⑤事故の状況やその処置についての記録 | 参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| ⑬ 準用 | 第50条 | ・受給資格の確認、支給認定の申請に係る援助、特定教育・保育施設等の連携、提供内容等の記録、地域型保育給付費の額の通知、相談及び援助、緊急時等の対応、不正受給に係る市町村への通知、 <u>揭示、平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、懲戒に係る権限の濫用の禁止、秘密の保持、情報の提供、利益供与等の禁止、苦情解決、地域との連携、事故発生の防止及び発生時の対応</u> 、会計の区分については、特定教育・保育施設に係る規定を準用する。 | 下線部は従うべき基準、それ以外は参酌すべき基準 | 国基準どおり |
| 3 特例地域型保育給付費に関する基準 ① 特別利用地域型保育の基準 | 第51条 第1項 | ・特定地域型保育事業者が、1号認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、市町村の条例で定める地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | 第51条 第2項 | ・特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合は、当該特別利用地域型保育に係る1号認定の子どもと、現に特定地域型保育を利用している3号認定の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | 第51条 第3項 | ・特定地域型保育事業者が、特別利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして本章の規定を適用する。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |

| 項目 | | 国政省令 | 区分 | 京都市対応方針案 |
|-----------------|----------|--|--------|----------|
| ② 特定利用地域型保育 | 第52条第1項 | ・特定地域型保育事業者が2号認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、市町村の条例で定める地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | 第52条第2項 | ・特定地域型保育事業者が特定利用地域型保育を提供する場合は、当該特定利用地域型保育に係る2号認定の子どもと、現に特定地域型保育を利用している3号認定の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | 第52条第3項 | ・特定地域型保育事業者が、特定利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして本章の規定を適用する。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| 特定保育所に関する特例 | 附則第2条第1項 | ・特定保育所については、特定教育・保育の提供に当たって、質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価(上乘せ徴収)を支給認定保護者から受ける場合には、市町村の同意を得ることを要件とする。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | 附則第2条第2項 | ・特定保育所は、市町村から保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| 施設型給付費等に関する経過措置 | 附則第3条第1項 | ・特定教育・保育施設が1号認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合、利用者負担額等については、子ども・子育て支援法附則第9条第1項第1号及び第2号に掲げる額とする。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| | 附則第3条第2項 | ・特定地域型保育事業者が1号認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合、利用者負担額等については、子ども・子育て支援法附則第9条第1項第3号に掲げる額とする。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| 利用定員に関する経過措置 | 附則第4条 | ・小規模保育事業C型にあたっては、この府令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、利用定員を6人以上15人以下とする。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |
| 連携施設に関する経過措置 | 附則第5条 | ・特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が困難で、必要な支援を行うことができると市町村が認める場合は、5年を経過するまでの間、連携施設を確保しないことができる。 | 従うべき基準 | 国基準どおり |